

国立大学法人東北大学における物品購入等契約における取引停止等の取扱基準

平成16年4月1日

財務部長裁定

改正 平成18年6月9日財務部長裁定

平成18年12月22日財務部長裁定

平成21年12月28日財務部長裁定

令和2年5月27日財務部長裁定

(目的)

第1 国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における物品の購入、製造の請負（工事を除く。）、役務の提供（設計・コンサルティング等業務を除く。）及びその他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この基準に定めるところによる。

(定義)

第2 この基準において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3 国立大学法人東北大学会計規程（平成16年規第77号。以下「会計規程」という。）第4条第2項に規定する財務総括責任者（以下「財務総括責任者」という。）は、本学と購入等契約を行おうとする者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件の1に該当する場合は、状況に応じて別表各号及びこの基準の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 財務総括責任者は、国等の機関において取引停止等の措置を受けた業者の通知を受け、又はその他により知り得た場合においては、前項の措置を適用する。

3 財務総括責任者は、取引停止等の措置を講じた場合は、会計規程第7条第2項に定める経理責任者及び国立大学法人東北大学契約事務取扱細則（平成16年4月1日理事（財務・人事担当）裁定）第3条に定める契約責任者に対し当該措置の内容を通知するものとする。

(取引停止に係る特例)

第4 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 財務総括責任者は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

4 第3第3項の規定は、前項の場合に準用する。

5 財務総括責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受け

ることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5 財務総括責任者は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書等の提出を依頼している場合は、これを取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6 財務総括責任者は、取引停止の期間中の業者が本学の発注する購入等契約（以下「本学発注契約」という。）の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合はこの限りでないものとする。

(警告又は注意の喚起)

第7 財務総括責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(その他)

第8 この基準の運用等必要事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成18年6月9日改正)

この基準は、平成18年6月9日から実施し、平成18年6月1日から適用する。

附 則 (平成18年12月22日改正)

この基準は、平成18年12月22日から実施し、平成18年11月6日から適用する。

附 則 (平成21年12月28日改正)

この基準は、平成22年1月1日から実施する。

附 則 (令和2年5月27日改正)

この基準は、令和2年5月27日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

別表 取引停止の措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 本学発注契約に係る手続きにおいて、本学及び各省各庁における一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請資料その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
2 国、地方公共団体及び関連法人における購入等契約で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般契約」という。）に係る手続きにおいて、一般競争及び指名競争入札参加資格の申請資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内

<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>3 本学発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行つたと認められる場合。(引渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))が軽微であると認められる場合を除く。)</p> <p>4 一般契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行つた場合において、契約不適合が重大であると認められる場合。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5 本学発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合。</p> <p>6 一般契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>7 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められる場合。</p> <p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められる場合。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)</p> <p>9 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる場合。</p> <p>10 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる場合。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>11 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p>

<p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>12 次のイ、ロ又はハに掲げる者が一般契約においてその職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴された場合。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>（独占禁止法違反）</p> <p>13 本学発注契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合。</p> <p>14 一般契約において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合。</p>	<p>当該認定をした日から3か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p>
<p>（談合等）</p> <p>15 業者である個人、業者の役員又はその使用人が本学発注契約における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>16 業者である個人、業者の役員又はその使用人が一般契約における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から2か月以上12か月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>17 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合。</p> <p>18 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められる場合。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>

注) 別表第2に言う「関連法人」とは国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構等の独立行政法人及び政府関係機関・公団・事業団・各種団体などをいう。